平成２５年（フ）第１０９２号
大阪市北区長柄西１丁目６番２号　ラ・リッシュ501号室、前住所大阪市西淀川区出来島２丁目９番41号
債務者　関　恵美子（旧姓姫野）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７号
宮城県石巻市桃生町新田字西町20番地
債務者　高橋　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
名古屋市南区宝生町１丁目41番地　宝生荘17棟101号
債務者　村上　高一
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２５６号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1004番地　ウエスト徳重３Ａ号
債務者　井上たづ子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４号
山口市前町２番22号、前住所山口市上宇野令777番地37
債務者　淺田　光以
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
山口市阿知須2379番地
債務者　貞建工業こと　足達　貞夫
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
三重県松阪市久保町790番地１　シャイニングＡ－１、前住所三重県松阪市垣鼻町1619番地10　Ｂ・ＢＬＡＮＣＥ105
債務者　齋藤　和美
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１８２号
鳥取県日野郡日南町三栄1188番地の１
債務者　和田　篤幸
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第５号
香川県観音寺市南町５丁目４番７－201号
清風荘
債務者　島　　泰之
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第６号
香川県観音寺市南町５丁目４番７－201号
清風荘
債務者　島　伊津子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第７号
香川県観音寺市豊浜町姫浜563番地１　よしのハイツ302号
債務者　大西　邦子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第１９１３号
福岡市博多区西春町３丁目４番14－103号
債務者　遠山亜由美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９７５号
福岡市中央区渡辺通５丁目16番４－705号
債務者　宮原　志保
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２３７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田910番地134
債務者　武田　光機
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２４８号
福岡市西区下山門４丁目４番20－205号
債務者　秋　　浩一
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２８３号
福岡県春日市小倉２丁目７番地
債務者　中村千亜紀（旧姓品川）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３８４号
福岡市南区大池１丁目14番７号
債務者　中村ナナ子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部